

## 海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案に関する意見募集の結果について

平成30年1月17日  
北陸信越運輸局

北陸信越運輸局では、平成29年12月11日から平成30年1月15日までの間、海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関する御意見はございませんでした。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施方法

- ①募集期間：平成29年12月11日（月）～平成30年1月15日（月）
- ②周知方法：北陸信越運輸局ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX

### 2. 意見数

提出意見数 0件

### 3. 定めようとする命令等の題名

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案

### 4. 改定年月日

平成30年 1月17日

### 5. 問い合わせ先

国土交通省 北陸信越運輸局 海事部海事産業課  
電話番号 025-285-9156

### 6. 公募資料

意見公募時資料

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案の  
ご意見募集について

平成29年12月11日

北陸信越運輸局

北陸信越運輸局では、海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定について検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、同基準を改定する際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

記

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改定案

2. 意見募集期間

平成29年12月11日(月)～平成30年1月15日(月)まで

3. 意見の提出方法・提出先

別紙の意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で、いずれも「北陸信越運輸局海事部海事産業課」あてに日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、予めご了承願います。

①電子メールの場合(テキスト形式)

電子メールアドレス: [hrt-hrt-niig006d@ml.mlit.go.jp](mailto:hrt-hrt-niig006d@ml.mlit.go.jp)

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改定案」としてください。

②FAXの場合

FAX:025-285-9176

4. 留意事項

- ・ご意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、ご意見の内容とともに開示させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、ご意見の冒頭にその旨を明確にご記載ください。
- ・ご意見に付記された電話番号等の個人情報、ご意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合やご意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

5. 問い合わせ先

北陸信越運輸局海事部海事産業課

TEL:025-285-9156